

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1編 第3章	3.9.5	表1-3	敷地の土地利用条件	要求水準書表1-3の災害危険区域で示される液状化指標値（PL値）は15以上と示されていますが、添付資料19 造成工事実施設計資料（添付資料19 104頁）の中で道路橋示方書に基づき算定されたFL値から想定されるPL値はかなり低く、両者にかなりの差があると考えられます。 またレベル1地震動では液状化しないとの判定であること（添付資料19 104頁）、加えて造成工事の影響により液状化範囲や程度が変わる可能性もあることから、造成工事後の引き渡された地盤において受注者が実施する地質調査及び液状化検討の結果に基づき液状化対策工事が必要となる場合は、費用及び工期について別途協議させて頂けるものとして宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
2	8	第1編 第3章	3.10.1		用水	「上水については、本件事業に合わせて敷地の前面道路に敷設される簡易水道の給水本管（φ40mm）から「添付資料 05 取合点位置図」に示す建設予定地北側の位置を取合点として引き込むものとする。」と記載がありますが、本建物を計画するに当たり、給水管75Φ以上での引込が必要となります。今後、給水本管配管径の変更協議をすることは可能でしょうか。 また現状給水本管40Φで想定されている計算根拠があればご教示いただけないでしょうか。	給水本管の管径の変更は認められません。 また、基本設計時に実施したアンケート調査の結果と令和6年度に実施した見積徴収（公募による）での仕様に対する意見の有無を踏まえて設定しています。
3	8	第1編 第3章	3.10.2		排水	貴組合で実施頂く下水道の整備について、接続可能時期をご教示いただけますでしょうか。また、工事着工時から、仮設排水として使用することができると考えてよろしいでしょうか。	下水道の接続時期は令和11年度末を予定しています。よって、工事着工時から仮設排水として使用することはできません。
4	42	第2編 第1章	1.7.2	表2-18	建設工事中の環境保全措置	造成盛土に使用される土壌は、土壌汚染対策法による汚染土やその他の不適物（産業廃棄物、一般廃棄物）等は含まれず、建築工事における掘削後の埋め戻しに利用できるものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
5	42	第2編 第1章	1.7.5		地元雇用や地元企業の活用	【個別回答希望】 地域経済への貢献の一環で、①②に記載するような活動を通じてスポンサーを募り、貴組合や構成市町の活動支援に全額貢献させていただく企画のご提案は可能でしょうか。（例：構成市町内の脱炭素化推進のための活動に全額寄付等） ①工場のネーミングライツを募集する企画の提案 ②施設パンフレットや研修動画へのスポンサー広告の募集を行う提案	入札説明書P.46の個別回答に係る判断基準②に該当しますので、回答を公開します。 提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	62	第2編 第2章	2.9	(3)	浸水対策	「工場棟や計量棟、洗車場などの建屋の1階部分（計画地盤高+3m以下）、屋外開閉所（C-GIS）に設置する扉は、3mまでの浸水に耐えうる止水扉、止水シャッター及び止水ゲートなどを配置する。」との記載がありますが、浸水が中長期で施設稼働に影響するプラント機器設置範囲を除いて、浸水が施設稼働を中長期で阻害しないエリア（バケット積み出し場などの設備の設置がないエリアや、ヤードなど予備機との交換が容易であり短期間で復旧可能なエリア）は経済合理性を鑑みて、必要な予備機を確保する等の浸水対策とし、止水扉や止水シャッターなどの止水建具としないことをお認めいただけないでしょうか。	提案は認められません。
7	62	第2編 第2章	2.9	(2)	浸水対策	屋外開閉所（C-GIS）の雨水排水について、防水壁内の排水柵から水中ポンプ等で、防水壁外の雨水側溝に排水するということが宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
8	62	第2編 第2章	2.9	(2)	浸水対策	本計画においては、屋外開閉所(C-GIS)を設置することが求められておりますが、豪雨時には、浸水対策として設置する防水壁内部へ、上部からの雨水の浸水が懸念されます。このため、C-GISの浸水リスクを低減する目的で屋根を設け建屋形式での計画は可能でしょうか。または3mの止水壁の上部に隙間を設けて屋根を設置し半屋外仕様の建屋形式とすることは可能でしょうか。ご教示お願いいたします。	いずれにおいても、提案を可とします。
9	106	第2編 第3章	3.8.5	(3)	無触媒脱硝設備	無触媒脱硝設備に入口、出口の排ガス温度を記載するようなご指定がありますが、本設備はボイラ内に薬剤噴霧することで計画しており、設備の入口/出口という概念がありません。この場合、温度の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
10	128	第2編 第3章	3.3.1	(5)	雑用空気圧縮機	計装用空気圧縮機との兼用をお認めいただけますでしょうか。3台の空気圧縮機を設置し、それぞれ常用、追起動バックアップ機、予備機でローテーション運転とする計画です。計装用・雑用空気圧縮機をそれぞれ2台設置する仕様と比較した場合、経済性だけでなく、1台を完全予備と出来るため操炉中の整備が容易といったメリットがあります。	提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	184	第2編 第5章	5.2.8		公害防止表示設備	国道140号の入口付近に設置する公害防止表示設備は、建設予定地ではなく公園緑地計画範囲となります。公園緑地計画範囲における公害防止表示設備の工事仕様(基礎、ケーブル電路(埋設配管、ハンドホールなど)をご協議いただけますでしょうか。	国道140号の入口付近に設置する公害防止表示設備の仕様は、受注者との協議のうえ、決定したいと考えています。
12	192	第2編 第6章	6.2.6	表2-43	機械諸室計画 ごみピット	災害発生時などの一時的な貯留を目的とした余裕量の考え方に関して、クレーン操作用窓によりごみの積上げが出来ない範囲の余裕量については、余裕量から除外する理解でよろしいでしょうか。	クレーン操作用窓によりごみの積上げが出来ない範囲の余裕量についても、含めて構いません。
13	204	第2編 第6章	6.3.3	(5)イ	門扉工事及びフェンス 設置工事	意匠性や使い勝手の良さ、維持管理性を鑑み、門扉本体をアルミ製とすることをお認めいただけますでしょうか。	提案は認められません。
14	217	第3編 第2章	2.2.4	表3-1	測定項目と測定頻度	主灰、飛灰処理物 本分析について、引渡性能試験と同様の分析方法に準ずる形で実施するものと考えております。 P47の表2-19の焼却灰及び飛灰処理物に溶出基準と含有基準に対し(3)分析方法は「廃棄物に含まれる金属等の検出方法」(昭和48年環告13号)(埋立処分の方法)の記載がございます。 この環告13号には25種類の分析項目の記載がございますが、これを全て実施するということになりませんか。 もしその内から何種類か選択するということになるのであれば具体的にご指示をお願い致します。	お見込の通り、環告13号に記載の分析項目についても全て実施することが基本となります。
15	添付資料14				粗大ごみ処理施設処理 フロー(標準案)	小型家電を手作業で分解、回収する処理について (乾電池、ボタン電池、二次電池、携帯電話、電子たばこ除く) ①モーターを使った小型家電では扇風機、掃除機、電動工具、ドライヤー、電動歯ブラシ、マッサージャーなどがあると思われませんが、簡単には分解できないものが多数あるのではないかと思います。簡単に分解できるものが回収対象の認識でよろしいでしょうか。 ②銅線(被覆あり、なし)がありますが、簡単に銅線が取れるもの(例:コンセントプラグがついたケーブル等)を外して保管するという理解で良いでしょうか。(例えば炊飯器を分解してその中の銅線を取り出すなどは行わないとの理解でよいでしょうか。)	①は、お見込の通りです。なお、簡単には分解できないものとは、一般的なドライバーでは取り除けないもの等を差します。 ②は、炊飯器を分解してその中の銅線を取り出すなどは含まれないとご理解いただいて差し支えございません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
16					入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 No. 11	建物高さ35mの基準に関して、工場棟1階（1FL±0）から建物高さ35m以下と理解してよろしいでしょうか。 GL±0と1FL±0には、一般的に0.2m程度のレベル差があるため、確認するものです。	GL±0からとなります。
17					対面的対話議事録 No. 8	「不燃ごみや不燃性粗大ごみに含まれる残さの含有率の妥当性」について、他自治体の事例に基づく根拠資料の作成のご要望がございますが、類似事例にて検証した場合においても各案件によりごみ組成にはばらつきがございます。 そのため、提示するごみ組成はあくまで計画値として取り扱っていただき、計画値と実ごみとの相違による資源物の回収量や不燃性残さの処分量の変動については、免責いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	提示いただいたごみ組成は、計画値として取り扱いますが、資源物の回収量や不燃性残さの処分量、可燃性残さの発生量などが実ごみと大きく乖離していた場合に、免責の対象となるか否かは検証結果によるものとします。 具体的には、運営業務中、不燃ごみや不燃性粗大ごみに起因する残さが実績値と計画値で大幅に乖離していると本組合が判断した場合は、乖離の原因について検証を行いますので、追加資料の提供などにご協力いただくものとします。 なお、提出いただいた提案書の計画値にあっても、基礎審査の中で事業者の確認を求める場合がございますのでご協力をお願いいたします。
18					対面的対話議事録 No. 8	「不燃ごみや不燃性粗大ごみに含まれる残さの含有率の妥当性」に係る根拠資料は技術提案書の「添付資料」に綴じて提出する旨のご指示がございますが、関連図書である「(イ)粗大ごみ処理施設 a. 施設計画基本数値①物質収支」に同根拠を記載して提出してもよろしいでしょうか。	お見込の通りです。